

ポイント

(令和6年度業務運営の検証委員会の結果)

令和6年度年度計画において「業務運営の検証委員会で検討し、必要に応じて見直しを行う」こととしている取組に加え、令和5年度農業信用保険業務運営の検証において「今後の運用状況を検証する」こととした取組について検証を行った。

また、保険事故率の低減に向けた取組として現在実施している部分保証やペナルティー方式等の導入効果についても、引き続き検証を行った。

検証の結果

1. スマート農業等の新技術に係る資金需要への対応について

スマート農業等の新技術については、日々研究開発が進められており、さまざまな革新的技術が現場段階において実装されていることから、最新の技術情報等を収集するとともに、導入先を実際に訪問し取組実態を聴取することにより、導入効果、留意点、導入後の気づきを把握し、保証審査の円滑化に資する情報を基金協会に幅広くかつ継続的に提供していくことが重要。

2. 法人経営や大規模経営等の増加をはじめとする農業構造の変化に係る資金需要への対応について

前年度に引き続き、基金協会への調査や融資機関等との意見交換による情報収集を行うとともに、関係機関に対する効果的な引受推進策を示せるよう優良事例の発掘及び情報共有に取り組んだところ。

令和6年4月から9月までの農業資金の法人向け新規引受額は346億91百万円（前年同期比5%増）。農業経営体における法人化の進展に加え、JAバンクを中心とした融資機関の農業融資拡大の取組と基金協会における普及推進の取組によるものと推察。

法人向けの保険引受けについては、第5期中期目標において「農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間対比で5%以上増加」との指標が設定されているものの、農業融資に対して保証保険を行うという制度設計上、信用基金単独で目標を達成することが困難であるため、主務省と連携を密にしながら、関係団体等への働きかけを進めていくことが重要。

3. 大口保険保証引受における事前協議についての検証

大口保険保証引受案件の事前協議において、令和4年4月から適用している経営財務状況に応じた事前協議の内部基準（以下「ガイドライン」という。）については、運用状況の検証の結果、基金協会においてもガイドラインに沿った対応が浸透。

4. 要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告等

令和4年度から信用基金として開始した、期中管理を強化する取組を検証したところ、適切に期中管理の対応を実施していることを確認。

5. 部分保証、ペナルティー方式について

部分保証やペナルティー方式については、一定の効果があるものと認められるが、これまでの当委員会でも検証したとおり様々な課題があり、また、基金協会が個別に融資機関の理解を得て部分保証の対象資金や、ペナルティー方式の導入の拡大等を行うことは困難がある。

6. 事務処理の適正かつ迅速な実施

協会から提出される書類に係る簡素化の可否等の検討については、現在、次期農業保証保険システムの構築に向けて、システム負荷及び事務処理負担の軽減を図る検討を行っているところであり、基金協会に提出を求める書類についても併せて検討していく。

また、農業信用保険業務における各事務の処理状況について、令和6年度上半期の処理状況を確認したところ、概ね適正に処理されていることを確認。

令和6年度農業信用保険業務運営の検証について

令和6年12月13日

1 趣旨

第5期中期目標により指示された目標の達成に向けて、令和6年度年度計画において「業務運営の検証委員会で検討し、必要に応じて見直しを行う」こととしている取組に加え、令和5年度農業信用保険業務運営の検証において「今後の運用状況を検証する」こととした取組について検証を行う。

また、保険事故率の低減に向けた取組として現在実施している部分保証やペナルティー方式等の導入効果についても、引き続き検証を行う。

2 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

農業分野においては、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の多様化が進んでいることに加え、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、デジタル技術を活用したスマート農業の実装など社会経済情勢の変化に対応した新たな取組が進められる中、信用基金においても、これらに対応した適切な保険引受を推進し、個々の農業経営の財務状況に応じた保険引受を進めることが第5期中期目標において求められているところ。このため、令和5年度から以下の取組を開始してきた。

(1) スマート農業等の新技術に係る資金需要への対応

① 経緯

令和5年度においては、スマート農業等の新技術に係る資金需要に対応するための準備として、新技術の普及状況、技術導入後の効果、今後の普及見込み等を把握するため、農林水産省や融資機関等関係団体並びに導入実績のある農業者・農業法人からの情報収集及び意見交換を行った。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構で開発された「投資計画評価ツール」について利用希望のあった17基金協会へ提供するとともに、当該ツールの評価についてアンケートを実施した。この結果を踏まえ、基金協会と意見交換を実施した。

② 令和6年度における取組

ア 「スマート農業技術活用促進法」¹が成立・施行されたことを受け、農林水産省農林水産技術会議研究推進課及び同省農産局技術普及課と打合せを行い、スマート農業保証引受の推進（スマート農業に係る展示会・セミナーの開催情報の提供、農業信用保険制度の普及等）について協力量請を行った。

イ 農林水産省や農業団体が主催するスマート農業等の新技術に係る展示会の視察やセミナーへの参加等により、現地での関係機関や農業者等との意見交換等を実施した。また、基金協会に対してスマート農業等の新技術に係る展示会やセミナーについて開催情報を提供した。

ウ 投資計画評価ツールは、スマート農業についての保証審査に資するよう、新技術導入後の経営改善効果、与信評価を簡易的にシミュレーションできることを狙いとしているが、ツール利用経験のある基金協会との意見交換を行ったところ、

- ・ 複合経営のため品目ごとに区分することが難しい、
 - ・ データ入力に時間を要する、
 - ・ 短時間での審査が求められる基金協会では、データの制約もあり活用できない。むしろ農業者が利用できるようにして、農業者自身が入力の上、投資効果を説明できるようにするとよい、
- 等の意見があった。

エ また、農林水産省が実施しているスマート農業実証事業プロジェクトの採択地区等スマート農業導入農場を訪問し取組実態を伺ったところ、

- ・ 自動操舵の技術習得は特に多くの時間を要しない、
 - ・ 直進機能付きトラクターは経験が浅い人でも操作でき効果が大きい、
 - ・ スマート水管理機器は水管理操作などの労力の削減に貢献、
- といったプラスの評価がある一方で、
- ・ 人の手にはかなわないこともあり、半分自動くらいがよい、
 - ・ 自らの経営規模に適した機械・設備であるかを見極める必要がある、
 - ・ 導入費用等初期投資以外にも、GPS利用のための基地局整備や通

¹ 正式名称は「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」（令和6年法律第63号）

信費等のランニング費用がかかる、等の意見があった。

オ さらに、基金協会に対し農業融資推進に係る調査（以下「6年度調査」という。）を実施したところ、

- ・ スマート農業融資の事例を紹介してほしい、
- ・ 新しい技術や高額な機器の導入のため、前例、実績、指標が少なく、評価が難しい、
- ・ スマート農業にかかる投資は、収支計画に反映されない労働負担の軽減等を目的とした導入といったケースもあり、経営改善計画の数値の妥当性検証が難しい、
- ・ 現状ではドローンの申し込みが主体なので特別な審査は不要だが、今後、専門的な知識を要する機械・施設の導入が増加した場合、費用対効果や省力化の指標となる資料が欲しい、

等の意見があった。

③ 今後の取組

スマート農業等の新技術については、日々研究開発が進められており、さまざまな革新的技術が現場段階において実装されていることから、農林水産省や研究開発機関等から、最新の技術情報や投資効果等の事例を収集するとともに、スマート農業導入先を実際に訪問し取組実態を聴取することにより、スマート農業導入による効果、留意点、導入後の気づきを把握し、保証審査の円滑化に資する情報を、基金協会に幅広くかつ継続的に提供していくことが重要であると考えられ、このため、引き続き、農林水産省と連携しつつこれらの取組を進めていく必要がある。

また、6年度調査から得られた意見を踏まえ、基金協会の保証審査に有用なツールについても引き続き検討を行っていく必要がある。

(2) 法人経営や大規模経営等の増加をはじめとする農業構造の変化に係る資金需要への対応

① 経緯

令和5年度においては、法人経営や大規模経営等の増加をはじめとする農業構造の変化に係る資金需要に対応するための準備として、

- ・ 信用基金の有する法人引受データや農林水産省が公表している農業統

計等を基にして、潜在的な資金需要の見極め

- ・ 法人化支援活動等を行っている関係団体等との意見・情報交換
- ・ 基金協会に対し農業融資に係る保証引受等に係る調査の実施等を行った。

② 令和6年度における取組

引き続き、基金協会への調査や融資機関等との意見交換により情報等を収集するとともに、得られた情報等の分析を行い、さらには、主務省や基金協会と連携しつつ、関係機関に対する効果的な引受推進策を示せるよう、優良事例の発掘及び情報共有に努めてきた。

また、基金協会における融資機関ほか関係機関に対する普及推進に資するよう、法人向けに特化したリーフレットを作成・配布した。

③ 引受実績

法人向けの保険引受けについては、第5期中期目標において「農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間対比で5%以上増加」との指標が設定されているところ、令和6年9月末実績は表1のとおりで、6年4月から9月までの引受実績は対前年同期比プラス5%の伸びとなった。

表1 農業資金の法人向け新規引受額

(金額単位：百万円)

	前中期目標期間最終年度値	令和5年 4月～9月(A)	令和5年度	令和6年 4月～9月(B)	対前年同期比 (B)/(A)
新規引受額		32,902	77,180	34,691	105%
新規引受累計額	387,489	32,902	77,180	111,871	

④ 6年度調査等を踏まえた考察

ア 基金協会における法人引受推進の取組

農業法人を対象とした普及推進の取組は、法人と個人の区別なく働きかけを行っているケースも含め、ほとんどの基金協会において実施されている。

しかしながら、その中心はJAバンクであることから、令和6年度に信用基金が作成・配布した法人向けに特化したパンフレットも活用いただきつつ、都道府県の農業法人協会や法人を主体に融資を行っている銀

行等系統以外の融資機関への働きかけや、都道府県の法人化を推進する部署との連携を強化するなど、より一層効果的な推進が望まれる。

イ 農業法人の資金ニーズへの対応

5年度の調査において、農業法人は個人に比べ運転資金へのニーズが高いことが明らかになったが、6年度調査においては、こうした運転資金の具体的な内容とその対応について調べた結果、コロナ禍及び物価高騰の影響を踏まえ、長期運転資金へのニーズが高いことが明らかになった。

これまで保証保険サイドにおいては、農産物の収穫サイクル等に合わせた経常運転資金への対応が中心に行われていたことから、こうした長期運転資金のニーズに対しては償還の蓋然性を確認しつつ適切に対応する必要がある。

また、前向きな借換資金等へのニーズがある一方で、主務大臣指定資金の範囲を定める告示により保険対象外とされていることから、現状においては十分にそのニーズに応えきれていない。

ウ 大口資金ニーズに対応するための無担保無保証人限度額の廃止又は引き上げについて

複数の基金協会から、信用基金の「農業特別無担保無保証人保証保険取扱要領」において定める無担保無保証人での保証引受限度額の廃止又は引き上げの要望があったことを受け、その実態を調査した結果、廃止又は引き上げを要望する基金協会は一部（10協会）に留まったものの、この限度額を超える保証申込があった協会は全体の約半数程度（25協会）であったことも踏まえると、限度額の廃止及び引き上げについては、信用基金の要領において全国的に制限をかけることの是非も含めて、今後、基金協会も交えた更なる検討が必要である。

その際、基金協会において大口の保証引受けが困難な場合に備えて設けられている融資保険の在り方についても、合わせて検討することが必要であろう。

エ 農業近代化資金の一層の活用に向けた取組

民間融資機関の預貯金を原資とし、都道府県等が利子補給を行う農業近代化資金は、財政投融资を原資とする公庫資金のスーパーL資金と並ぶ担

い手農業者向けの低金利の制度資金であり、農業資金向け保証保険引受実績の約2割を占めているが、令和5年度は対前年比で5%減となるなど、令和元年度以降減少傾向にある。

農業近代化資金は、融資機関、都道府県、基金協会といった関係機関が連携して融資が行われるため、公庫資金に比べ手続きが煩雑で融資実行までに時間がかかるとの声がある中、農業近代化資金の一層の活用に向けて、これらの関係機関の連携を一層強化し、資金の利便性をより高めていく必要がある。

オ 取組事例（優良事例）の共有

6年度調査において、法人引受を推進するに当たり、融資機関や基金協会の現状やいくつかの提言を受けた。

例えば、法人は、個人と違い事業費も大きいため、融資機関の法人向け事業性融資に関する知識と目利きが必要な一方で、融資機関は農業融資専門職員を配置しているところが少なく、知識不足により審査に時間を要するため、関係機関間での情報連携や農業者との窓口となる担当者のスキルアップが不可欠といった声が寄せられた。こうした課題に対して、基金協会のトレーニー制度を活用し、融資機関担当者に法人融資の審査目線を伝授する取組を行っている県域も存在する。

また、農業近代化資金の利便性向上に向けて、融資機関と一体となって都道府県に働きかけ、利子補給承認を随時行えるようにした県域や、新たにクイック融資の利用を開始した県域があることが判明した。

信用基金においては、今後とも、こうした取組事例を優良事例として収集・把握し、他の基金協会に対して紹介していく必要がある。

⑤ 今後の取組

令和6年9月末までの法人引受実績の伸びは、農業経営体における法人化が進んでいることに加え、これに対応する形でのJAバンクを中心とした融資機関の農業融資拡大の取組と基金協会における普及推進の取組によるものと推察される。

今後も継続的に融資機関等に対して保証保険制度の周知の取組を行うとともに、6年度調査等において把握した各県域における効果的な取組内容を他の基金協会に情報提供することで各基金協会における一層の取組強化を図る必要がある。

さらに、信用基金での無担保無保証人での保証引受限度額の見直し検討に加え、農業近代化資金の保証限度額を含めた貸出条件、公庫と民間融資機関の分担の基準といった制度資金の在り方について、引き続き各県域の状況を確認の上、必要に応じ農林水産省にも見直し検討を求めていくこととしたい。

また、上記目標については、農業融資に対する保証を行った基金協会の保証債務に対して信用基金が保険を引き受けるという制度設計上、信用基金単独で保険引受に係る目標を達成することが困難であるため、融資機関や基金協会はもちろん、各県の農業法人協会など関係機関も交えて取り組んでいくことが必要であり、今後も引き続き、農林水産省との連携を密にしながら、関係機関・団体等への働きかけを進めていくことが重要である。

(3) 借入者の信用リスク（経営財務状況）に応じた農業信用保険の引受けについて

より望ましい保険料率体系に向けた見直しに当たり、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入の必要性や検討の方向性などについて、基金協会の全国、地域別の会議において説明してきたところ。

主務省及び基金協会からの意見を聞きながら検討を重ねた結果、段階別保険料率の導入等のより望ましい保険料率体系への移行は、令和8年4月の適用開始を基本としつつ、基金協会から強い要望のあった農家経済安定施設資金の保険料率引き下げについては、1年前倒しで実施することとし、令和7年4月からの適用開始を目指すこととなった。

なお、検討内容の詳細については、令和6年度農業信用保険料率算定委員会で報告することとする。

3 保険事故率の低減に向けた取組の実施

(1) 大口保険保証引受における事前協議について

① 大口保険保証事前協議の効果

引受け後の保険価額残高が2億円（一部資金は50百万円）を超える保険引受けに当たっては、主務省からの指示に基づき基金協会との間で大口保険引受案件の事前協議制度を導入しているが、協議対象案件と協議不要案件の事故率を見ると、農業経営改善資金を除き前者が後者を下回っており、事故リスクの低減に一定の効果を果たしているものと考えられる。（表2）

表2 事故率比較（事前協議導入（平成19年度）から令和5年度まで）

(単位:千円、%)

資 金	事前協議案件			事前協議不要案件			(C)-(F)
	保険引受額(A)	保険金支払額(B)	事故率(C) (B)/(A)×0.7	保険引受額(D)	保険金支払額(E)	事故率(F) (E)/(D)×0.7	
農業経営改善資金	129,622,060	654,381	0.721%	1,049,088,988	4,669,205	0.636%	0.085%
農業経営維持資金	60,195,944	2,002,347	4.752%	85,384,486	6,659,460	11.142%	▲ 6.390%
農業施設資金	83,168,346	101,490	0.174%	1,439,867,632	2,489,574	0.247%	▲ 0.073%
農業運転資金	630,073,838	238,470	0.054%	654,719,448	3,698,534	0.807%	▲ 0.753%
農家経済安定施設資金	68,742,000	-	0.000%	1,845,008,260	1,797,021	0.139%	▲ 0.139%
農家生活改善資金	150,000	-	0.000%	435,069,665	366,891	0.120%	▲ 0.120%

② 大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準の運用状況の検証

大口保険保証引受案件の事前協議の取組を拡充する方策として、経営財務状況（信用リスク）に応じた引受条件等内部基準（「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」（以下「ガイドライン」という。））を設定し、令和4年4月から適用しているところである。このガイドラインについて、令和4年4月から令和6年度上半期までの運用状況を検証すると次のとおりである。

ア ランク判定結果について

令和6年度上半期までのガイドラインに基づく協議対象先数²は 220 先であり、ランク判定結果は表3のとおりで、4区分（A、B、C、D）の中で、経営財務状況が最も良い「A」が 114 先、以下、「B」が 29 先、「C」が 4 先、「D」が 73 先であった。

表3 ランク判定結果

(単位: ガイドラインに基づく協議対象先数)

		ランク判定結果				
		A	B	C	D	計
P D ラ ン ク	低	100	21	0	3	124
	中	12	6	3	11	32
	高	2	2	1	59	64
	計	114	29	4	73	220

²ガイドラインに基づく協議対象先数は農業資金の被保証者であり、農外事業資金の被保証者は含まれない。また、協議対象先数は、令和4年度から令和6年度上半期までの間、1被保証者が複数回協議を実施している場合、協議件数毎に集計しているため、協議対象先数と協議対象となった被保証者数は一致しない。

イ ランクに応じた引受上限額について

A、B、Cの各ランクに応じた引受上限の適用状況は表4のとおりで、147先のうち137先が各ランクの上限額以内であり、超過した10先についても、ガイドラインで求めている「上限額以内まで債務圧縮する計画」を策定済みであることが確認できた。

表4 A～Cランクの引受上限額適用状況

(単位：ガイドラインに基づく協議対象先数)

ランク判定結果	A	B	C	計	
上限額	10億円	8億円	6億円		
上限額以内	110	23	4	137	
上限額超	4	6	0	10	
債務圧縮計画	有	4	6	0	10
	無	0	0	0	0
計	114	29	4	147	

Dランク73先のうち、ガイドラインで求めている低ランク先の引受条件が措置されているのは65先となっている。その内訳は、「譲渡担保等保全措置」37先、「ペナルティー設定（代位弁済総額の1割以上）」6先、「保証割合（部分保証）」14先、「自己資金対応（資金需要額の1割以上）」8先となっている。（表5）

また、低ランク先の引受条件が措置されていない8先については、ガイドラインに基づき、「信用基金の内部基準に適合しないことのみをもって諾否の判断をするわけではなく、柔軟・弾力的な協議に応じて対応した」結果であり、その内訳は、「事業計画等で収支改善の可能性が確認でき、早期の債務超過解消見込みがある」が3先、「貸借対照表は債務超過となっているが、実態財務は資産超過と認められる」が3先、「低ランク先の引受条件措置に時間を要するため、次回協議時までの措置を条件とする」が2先となっている。

表5 低ランク先の引受条件

(単位：ガイドラインに基づく協議対象先数)

低ランク先の引受条件		
有	プロパー資金対応（資金需要額の1割以上）	0
	譲渡担保等の保全措置	37
	ペナルティー設定（代位弁済総額の1割以上）	6
	保証割合(部分保証)	14
	自己資金対応（資金需要額の1割以上）	8
	小計	65
無	早期債務超過解消見込み	3
	実態財務が資産超過状態	3
	次回協議時までの措置を条件	2
	小計	8
合計		73

ウ ガイドラインに沿った対応の状況

令和4年度のガイドラインに沿った審査の対応以後、基金協会との事前協議におけるヒアリングの他、ガイドラインに基づく審査の着眼点を共有するため、9協会との間で勉強会を実施している。

上記ヒアリングの機会や勉強会における基金協会との意見交換を通じて、概ね基金協会側からガイドラインに沿った対応について違和感はない旨の反応を得られており、低ランク先の引受条件の措置の必要性やランク別の引受上限額について、ガイドラインに沿った対応が浸透していることが分かった。

エ 検証状況のまとめ

このように、ガイドラインを設定して2年半の間の運用状況は、引受条件の位置付け、考え方を含めて基金協会の理解が深まり、基金協会にとって保険引受についての予測がつくといった、ガイドライン設定において目指していた効果が出ているものと考えられる。

検証状況のまとめとしては、ガイドライン適用開始から3年目であり、現行の基準を引き続き適用とし、今後の運用状況を確認していくこととする。

(2) 要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告等について

① 経緯

保険金支払案件の中には、適切な期中管理が行われず、結果として事故の防止や代位弁済額の低減の機会があったにもかかわらず、代位弁済になってしまった案件が見受けられたことから、令和4年度から、信用基金として、事故率低減に向けてより主体的・積極的な取組を行うため、

- ・ 要管理特定事前協議被保証者を対象に、基金協会が判断した格付区分及び過去3か年の財務状況等について報告を求め、
- ・ その報告内容に基づき信用基金が格付区分の妥当性を検証し、
- ・ 必要に応じて基金協会と協議をして最終的に格付区分を確定した上で基金協会へ格付区分に応じた対応を求める文書を通知することとした。

加えて、令和5年度からは、前年度に引き続き報告対象となった被保証者について、前年度に信用基金が基金協会へ求めた対応が行われたかどうかについても報告を求めている。

② 報告対象者の状況

令和4年度以降にこの報告対象となった者は94名³であり、このうち、条件変更を実施した者は29名、保険金支払にまで至った者は7名である。(表6)

表6 要管理特定事前協議被保証者の格付区分ごとの状況

	計	うち条件変更	うち保険金支払
合計	94名	29名	7名
うちB区分	63名	9名	0名
うちC区分	26名	17名	3名
うちD区分	5名	3名	4名

格付区分ごとにみると、格付区分が「B」については、全63名中、条件変更が9名あったが、保険金支払にまで至った者はいない。

格付区分が「C」については、全26名中、条件変更が17名、保険金

³ 人数は、条件変更を複数回実施する、条件変更の後に保険金支払に至るなどの事由による累計値であり、内訳の計と一致しない。

支払いにまで至った者が3名あった。

格付区分が「D」については、全5名中、条件変更が3名、保険金支払いにまで至った者が4名あった。

当基金の保険引受け案件においても、格付区分が低位なもの（経営状況が深刻化している格付け）ほど、条件変更及び保険金支払に至る蓋然性が高いことがわかる。

③ 当基金からの通知への対応状況

信用基金では、要管理特定事前協議被保証者について、基金協会からの報告を受け、全ての案件について内容を検証の上、必要に応じ基金協会と協議を行い、被保証者別にそれぞれの格付区分に応じた対応を明記し、対象基金協会に通知し、その内容に基づく対応を求めている。

令和6年度は、5年度から引き続き報告対象となった被保証者全てにおいて、前年度に信用基金が基金協会へ求めた対応が実施されていることが確認できた。

④ 検証状況のまとめ

この取組により、格付区分が低位なもの（経営状況が深刻化している格付け）ほど、条件変更および保険金支払に至る蓋然性が高いことが明らかとなったことから、今後も引き続き現状の運用を実施し、今後の運用状況を定期的に検証し見直しを行っていくこととしたい。

(3) 部分保証やペナルティー方式等の導入効果について

- ① これまで、保険事故率の低減に向けた取組として、主務省から信用基金及び基金協会に対する通知に沿って、部分保証やペナルティー方式が導入され、信用基金が中期目標に沿って毎年度その効果の検証を行ってきたところである。これらの効果の検証と将来の課題については、昨年度までの農業信用保険業務運営の検証委員会において一定の結論を得たところであるが、引き続き、これまでと同様、部分保証の導入効果について検証を行う。
- ② 部分保証を導入した資金について、保険引受案件に係る事故率を部分保証導入の前後で比較してみると、部分保証導入後の事故率は導入前に比べ低率になっており、部分保証導入により保険事故の発生の抑制が図られて

いると思われる。(表7)

また、ペナルティー方式の導入状況についての実態調査の結果を見ると、ペナルティー方式自体は殆どの基金協会で導入されているが、融資機関の負担率については、融資額ベースで見ると、実質的に3%程度と僅かな負担となっており、その有効性については限定的であると考えられる。

表7 事故率比較（部分保証導入（19年度）から令和5年度まで）

(単位：百万円)

	部分保証導入後（19年度以降）引受案件			部分保証導入前（18年度以前）引受案件			(C)-(F)
	償還額 (A)	保険金支払 (B)	事故率 (C) (B)/((A)×0.7)	償還額 (D)	保険金支払 (E)	事故率 (F) (E)/((D)×0.7)	
畜特 + 負担軽減	35,100	2,824	11.494%	81,084	8,085	14.244%	▲ 2.750%
家畜飼料資金	37,834	1,622	6.125%	19年度創設につき、該当無し			-
畜産経営維持資金	32,333	4,157	18.367%	21年度創設につき、該当無し			-

③ 部分保証やペナルティー方式については、上述のように一定の効果があるものと認められるが、これまでの当委員会で検証したとおり様々な課題があり、また、「基金協会が個別に融資機関の理解を得て部分保証の対象資金や、ペナルティー方式の導入の拡大等を行うことは困難がある」と考えられ、一層の活用を図るためには主務省からの指導が必要と考えられる。

4 事務処理の適正かつ迅速な実施

(1) 基金協会からの提出書類の簡素化

① 経緯

保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、基金協会から提出される農業保証保険取扱要領に規定する書類について、

- ・ 不要な書類がないか
- ・ 提出書類の項目に、信用基金で活用していない項目や他の書類と重複している項目がないか

に着目して、書類の簡素化の可否等について検討してきた。

② 令和6年度における取組

現在、次期農業保証保険システムの構築に向けて、システム負荷及び事

務処理負担の軽減を図る検討を行っているところであり、協会に提出を求め書類についても①の観点から検討していく。

(2) 標準的な処理の期間又は日程に沿った事務処理状況

大口保険保証引受案件の事前協議については、第5期中期計画に定める標準的な処理の期間に沿って事務を処理することとしているところ。また、保険通知の処理・保険料請求、保険金支払審査、回収納付金の納付及び長期・短期資金貸付審査についても、第5期中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程事務処理をすることとしている。

これらの事務について、令和6年度上半期の処理状況を確認したところ、表8のとおり結果となっており、概ね適正に処理されていることを確認した。

今後も、各事務については、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って処理していくこととする。

表 8 各事務の標準的な処理の期間又は日程、処理状況

	標準的な処理の期間又は日程 (A)	処理状況		
		対象件数 (B)	(A) に沿った 処理件数 (C)	処理率 (C/B)
大口引受案件の 事前協議	10営業日以内	34件	34件	100%
(以下参考)				
保険通知の処理 ・保険料請求	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付日：毎月25日 ・保険通知書提出期限： 納付月の前月5日 ・保険料納入請求書の送付日： 納付月1日 ・差引計算通知書送付日： 納付月18日 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険通知処理： 124,447件 ・保険料納入請求： 294件 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険通知処理： 124,447件 ・保険料納入請求： 294件 	100%
保険金支払審査	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金支払日： 毎月5日、15日、25日 ・保険金請求書提出期限： 5日支払 前月20日まで 15日支払 前月末日まで 25日支払 当月10日まで ・保険金支払通知書送付日： 5日支払 前月28日 15日支払 当月8日 25日支払 当月18日 	470件 (※1)	470件	100%
回収納付金の納付	<ul style="list-style-type: none"> ・回収納付金納付日： 毎月25日 ・回収通知書提出期限： 当月納付 当月10日まで 翌月納付 納付月の前月 末日まで ・回収納付通知書の送付日： 納付月18日 	24,459件 (※2)	24,459件	100%
長期・短期資金 貸付審査	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書提出期限： 貸付予定日の7営業日前 まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期資金：46件 ・短期資金：15件 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期資金：46件 ・短期資金：15件 	100%

(※1) 令和6年4～9月に保険金支払を行った件数（保証保険、融資保険の計）

(※2) 令和6年4～9月に回収納付を受けた件数（保証保険、融資保険の計）

以上